

民生環境常任委員会 審査順序

- 委員並びに職員紹介

- 付託議案について

議案第72号 令和7年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 3款 民生費 4款 衛生費 11款 災害復旧費	全部 全部 全部	

議案第81号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 閉会中の継続調査について

- 委員派遣について

[民生環境協議会]

○ その他

- 1 各種審議会等委員の推薦について
- 2 協議会で報告を求めたい事項の取扱いについて

議案第 81 号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和するためのものである。

2. 改正内容

(1) 課税限度額の改定（第 3 条関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円（現行：65万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円（現行：24万円）にそれぞれ引き上げる。

令和 7 年度 国民健康保険税		基礎課税額 (医療分)	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満)
所得割額	課税標準額×税率	8.0%	2.4%	2.3%
均等割額	被保険者 1人あたり	23,000円	7,000円	8,000円
平等割額	1世帯あたり	25,000円	8,000円	9,000円
課税限度額 (世帯の1年間の上限額)		66万円	26万円	17万円

(2) 保険税の軽減措置に係る基準の改定（第24条第1項関係）

国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を次の表のとおり改める。

軽減 割合	軽減判定所得	
	現行	改正後
7割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} 以下	※改正無し
5割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 29万5千円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 30万5千円 × 被保険者等の数 以下
2割	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 54万5千円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数－1)} + 56万円 × 被保険者等の数 以下

3. 施行期日等

- ・公布の日から施行する。
- ・改定後の課税限度額、軽減判定所得基準額については、令和 7 年度分からの保険税について適用する。

令和7年6月17日

八戸市議会議長 藤 川 優 里 様

民生環境常任委員長 田名部 裕 美

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の件について閉会中もなお継続調査するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

○ 民生環境常任委員会（調査事項）

件 名	期 間	理 由
1 社会福祉及び介護保険等に関する事 2 児童福祉、子育て支援及び保健衛生等に関する事 3 住民記録、交通安全対策及び消費者保護、並びに環境保全、ごみ処理等に関する事 4 その他民生環境常任委員会の所管に属する事項に関する事	委 員 任 期 中	調 査 の た め

八戸市健康福祉審議会委員の推薦について

名 称	任 期	新委員の氏名 (役職名)	旧委員の氏名 (役職名)	根拠法令等	担当課
八 戸 市 健 康 福 祉 審 議 会	委嘱の日 から 3 年 間		中村 益則 (民生環境・ 委員長)	八戸市健康と福祉の まちづくり条例 (第32条第4項) 審議会は、次に掲げ る者のうちから市長 が委嘱した委員をも って組織する。 (1) 市議会の議員	福 祉 政策課

常任委員会の所管事項について

1 総務常任委員会

- (1) 危機管理部、総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項
- (4) 他の常任委員会の所管に属しない事項

2 経済常任委員会

- (1) 商工労働まちづくり部、観光文化スポーツ部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 農業委員会の所管に関する事項

3 民生環境常任委員会

- ・ 福祉部、こども健康部及び市民環境部の所管に関する事項

4 建設企業常任委員会

- (1) 建設部及び都市整備部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 交通部の所管に関する事項